

带状疱疹ワクチンが定期接種となりました

＊ ＊ ＊ 予 防 接 種 費 用 の 一 部 を 助 成 し ま す ＊ ＊ ＊

带状疱疹ワクチン予防接種が定期予防接種に位置づけられました。町では、対象者の接種費用の一部を助成しています。

《令和 7 年度の定期接種対象者》

対象者は毎年異なります。今年度対象となった方は次年度以降の定期接種の対象となりませんので、接種の機会を逃さないようご注意ください。

65歳	昭和 35 年 4 月 2 日～昭和 36 年 4 月 1 日生の方
70歳	昭和 30 年 4 月 2 日～昭和 31 年 4 月 1 日生の方
75歳	昭和 25 年 4 月 2 日～昭和 26 年 4 月 1 日生の方
80歳	昭和 20 年 4 月 2 日～昭和 21 年 4 月 1 日生の方
85歳	昭和 15 年 4 月 2 日～昭和 16 年 4 月 1 日生の方
90歳	昭和 10 年 4 月 2 日～昭和 11 年 4 月 1 日生の方
95歳	昭和 5 年 4 月 2 日～昭和 6 年 4 月 1 日生の方
100歳	大正 14 年 4 月 2 日～大正 15 年 4 月 1 日生の方
100歳以上	大正 14 年 4 月 1 日以前に生まれた方
60 歳から 64 歳で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害があり、日常生活がほとんど不可能な方	

- 令和7年度から11年度までの5年間に限り、年度内に 70・75・80・85・90・95・100 歳になる方も対象になります。
- 令和 12 年度以降は、接種日時点で 65 歳の方のみが対象になります。
- 带状疱疹に罹患した方も定期接種の対象となります。

《接種期間》 令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

※組換えワクチンを接種する方は、期間中に 2 回の接種を終了してください。

対象期間を過ぎて 2 回目を接種する場合、2 回目の接種は定期接種の対象になりませんので、

1 回目は遅くとも令和 7 年 12 月末までに接種することをおすすめします。

《接種内容》

ワクチンの種類	接種方法	接種回数 間隔	自己負担額	町助成額	ワクチンの予防効果			
					接種後 1 年	接種後 5 年	接種後 10 年	[带状疱疹 後神経痛] 接種後 3 年
組換え ワクチン	筋肉内に 接種	2 回 (2 か月以上の 間隔をあける)	22,000円 (1回11,000円)	2 回接種分で 44,000円のうち 22,000円を助成	9 割 以上	9 割 程度	7 割 程度	9 割 以上
生ワクチン	皮下に 接種	1回	4,000 円	7,700円のうち 3,700 円を助成	6 割 程度	4 割 程度	—	6 割 程度

報告機関 組換えワクチン(GSK 社)
生ワクチン(阪大微研)

《接種場所》 和寒町立診療所

やむを得ない理由により、町外医療機関等で接種を希望される方は保健福祉センターにご相談ください。

《申込み》 和寒町立診療所(電話 32-2103)へ予約申込みしてください。

これらのワクチンは個人の予防目的で行われるものです。

効果や副反応など内容をよく確認し、自らの意思と責任に基づいて接種を受けてください。

問合せ先

和寒町保健福祉センター
保健係まで

